

「地域学校協働活動」の推進に向けて



令和5年6月

横浜市教育委員会事務局

はじめに

現代社会においては、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、地域住民同士のつながりの低下、家庭の孤立化、学校に対する保護者のニーズの多様化、子どもたちの課題の複雑化・困難化等に対して、社会総掛かりで対応することが求められています。そのためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

こうした社会的背景を踏まえ、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校の連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備されました。

また、今回の学習指導要領の改訂では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。各学校においては、この理念に基づき、児童生徒や地域の実情に応じて、学校として目指すべき教育の在り方（教育目標やその実現に向けた教育課程の編成方針等）を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことが求められています。

横浜市においても、横浜の教育が目指す人づくり「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を実現するために、地域と学校の連携・協働体制を整備し、地域学校協働活動を推進していきます。

そこで、平成30年3月に、地域学校協働活動の推進に向けて、「地域学校協働本部」や「地域学校協働活動推進員」を学校・地域コーディネーターを中心とした地域の皆様や学校関係者の皆様に周知し、横浜市全体で地域学校協働活動を進めていくことを目的に『「地域学校協働活動」の推進に向けて』を作成しました。

平成31年4月より、「学校運営協議会」も当課の所管となりましたので、「学校運営協議会」の内容も含めてこれまでの冊子を改訂し、本書『「地域学校協働活動」の推進に向けて（令和2年3月）』を作成しました。本書には、それぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、地域学校協働活動を推進していく際の参考となるような内容を紹介しています。地域の皆様や学校関係者の皆様におかれましては、本書をご活用いただき、それぞれの地域や学校の実情や特性、地域と学校の連携・協働の推進状況を踏まえて、地域学校協働活動の推進に取り組んでいただければと思います。

目 次

- 1 これからの地域と学校の連携・協働のあり方・・・・・・・・ 1
- 2 横浜における地域と学校の協働体制の必要性・・・・・・・・ 2
- 3 「地域学校協働活動」について・・・・・・・・ 3
- 4 「学校運営協議会」について・・・・・・・・ 4
- 5 「地域学校協働本部」について・・・・・・・・ 6
- 6 「地域学校協働活動推進員」について・・・・・・・・ 8
- 7 地域と学校の連携・協働に関するQ&A・・・・・・・・ 11

1 これからの地域と学校の連携・協働のあり方

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化多様化しています。そのため、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校だけではなく、社会総がかりでの教育の実現が不可欠です。これからの社会においては、子どもたちの教育は学校だけで行うのではなく、地域と学校が学校教育目標を共有して、一体となって子どもの成長を育み、支えていくことが重要です。

次期学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」が重要な理念となっています。「社会に開かれた教育課程」とは、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むような教育課程を実現しようとする理念のことです。

◎「社会に開かれた教育課程」の重要な点として、次の3点が挙げられます。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創りだしていく子どもたちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施にあたって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

◎これからの地域と学校の連携・協働の方向性として、次の3点が重要となります。

(1) 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ

- 地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育みます。
- 学校、家庭、地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させます。
- 地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていきます。

(2) 「支援」から「連携・協働」へ

- 「支援」を超えて、目標を共有し長期的な双方向性のある展望をもった「連携・協働」に向かうことを目指します。
 - 「連携」：活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かします。
 - 「協働」：共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、それぞれの資源を最適に組み合わせて達成を目指します。

(3) 「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- 各活動ごとの担当にとどまらず、より広い視野で地域における学校との協働体制をつくっていきます。
- 多様な活動の違いを超えて、総合的な運営を進めていきます。
- 地域の人的なネットワークが広がることにより、協力体制が手厚くなります。

2 横浜における地域と学校の協働体制の必要性

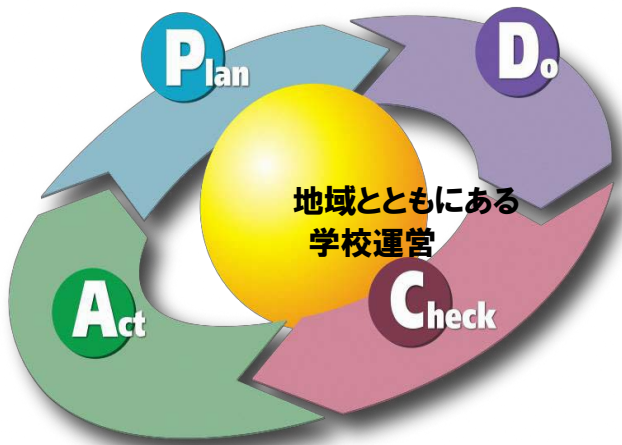
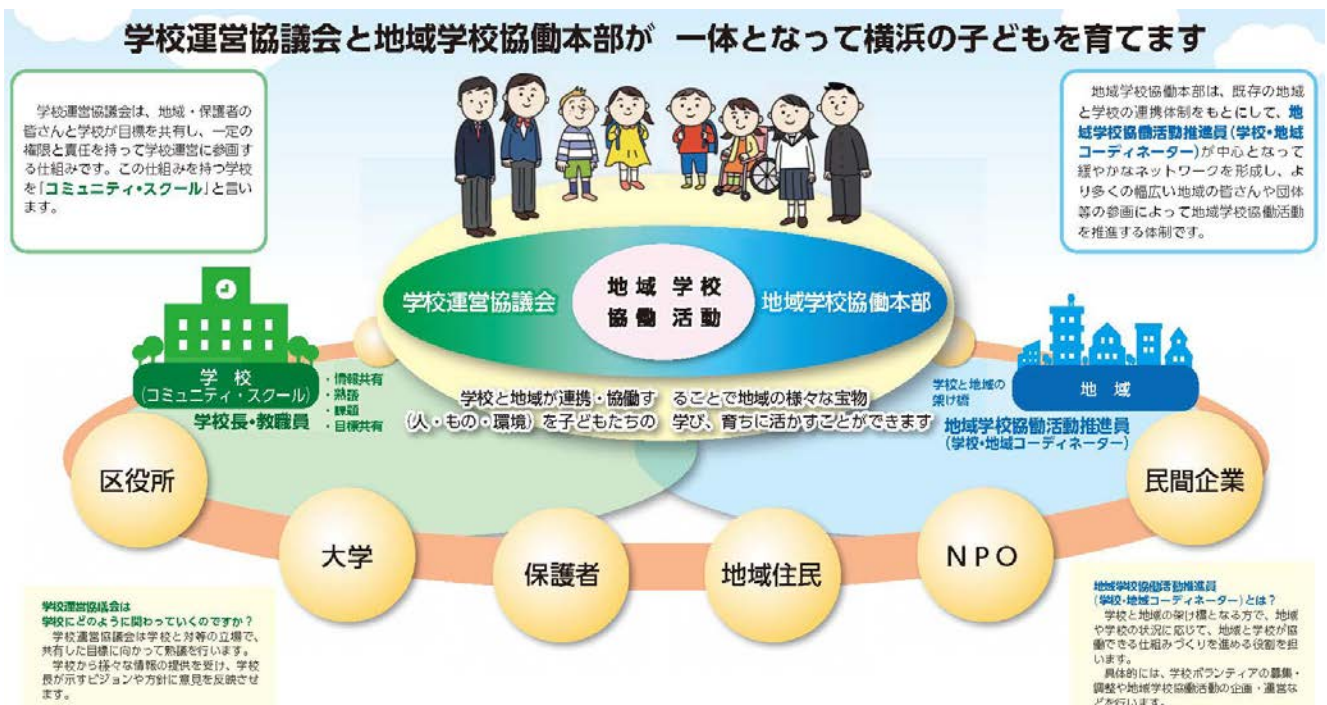
「横浜教育ビジョン 2030」策定

横浜の教育が目指す人づくり

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」

横浜市においては、横浜の教育が目指す人づくり「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を実現するために、地域と学校の連携・協働体制を整備し、地域学校協働活動を推進しています。

具体的には、地域と学校の連携・協働を推進していくために、各学校に「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を整備し、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が一体となって、子どもの成長を支えています。



<Plan (計画)> 情報・目標・ビジョンの共有
熟議→目的・目標、効果的な手段

<Do (実行)> 地域学校協働活動の展開

<Check (評価)> 学校評価
教育活動全般+地域学校協働活動

<Action (改善)> 教育活動や地域学校協働活動の改善

「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が一体となるということは…

学校教育目標や子どもに関する課題を、地域と学校で共有します。

幅広い住民の方が、学校運営に参画します。

地域住民等の意見を、学校運営に反映させます。

※令和4年度末までに、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を全校に設置することを目標としています。（第3期 横浜市教育振興基本計画）

3 地域学校協働活動について

(1) 「地域学校協働活動」とは

- ◎ 地域の方々、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動です。

(2) 「地域学校協働活動」の具体的な活動例

【学習活動支援】

- ・学習支援（学習補助、読み聞かせ等）
- ・学校行事の補助
- ・職場体験学習 等

【学びによるまちづくり】

- ・地域資源を活用した地域ブランドづくり学習
- ・地域防災マップ作成 等

【地域課題解決型学習】

- ・地域課題を解決する学習
- ・地域振興に向けた多様な活動の企画及び実施 等

【地域人材育成】

- ・ふるさと発見学習 等

【郷土学習】

- ・郷土の文化芸能学習
- ・郷土の伝統の調べ学習 等

【部活動指導】

- ・部活動の支援

【学校周辺環境整備】

- ・図書室の整備
- ・花壇や芝生の整備
- ・登下校中や校外学習時の見守り 等

※「地域学校協働活動」が充実すると・・・

学校では…

学校内外がとても
きれいになりました



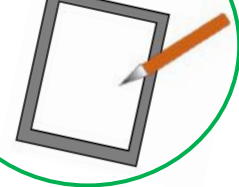
<図書室・花壇などの整備>

安心して学校に行ける
ようになりました



<登下校安全指導>

生徒・児童の技術力が
アップしました



<シソ・書道など技術体験>

地域では…

地域の子どもの様子が
よくわかりました
地域の人も元気になりました

体験学習により
地元企業との連携が深まり
ました

活動されている
皆様にとっては

知識や経験を生かし、
地域に貢献することが
できます。**満足感**

ボランティア活動を
通して、仲間が増えま
す。**生きがい**

子どもたちとのふれ
合いの機会が多くな
ります。**元気**

4 学校運営協議会について

(1)「学校運営協議会」とは

◎地域・保護者・有識者などの皆様と学校が目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組み。

◎地域とともにある学校づくりを進めるとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関。

保護者や地域の皆様が、学校運営に参画することで、そのニーズを的確に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、一体となって子どもを育てていきます。

<学校運営協議会委員>

地域住民、保護者、学校・地域コーディネーター、主任児童委員、学援隊関係者、設置学校の校長、学識経験者 等（15名以内 ブロックで設置の場合は20名以内）

「学校運営協議会」を設置している学校を、『コミュニティ・スクール』といいます。

(2)「学校運営協議会」の役割

◎主な役割は、次のとおりです。

- 「学校運営の基本方針」を承認します。
- 地域と学校の「連携・協働活動」を協議します。
- 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるすることができます。
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるすることができます。
- 「学校関係者評価」を実施します。

具体的には、登下校中の安全安心の徹底、学習支援の充実、防災安全活動、学校行事の精選や整理等、その学校の実情に応じた必要な支援に関する内容や、学校が抱える課題の解決に向けて協議します。

重要なのは、委員の方々に学校運営の当事者意識をもっていただき、学校運営のイコールパートナーとして、課題解決のために学校は何ができるか、地域は何ができるか、熟議（熟慮と議論）を重ねていくことです。

(3)「学校運営協議会」を設置すると・・・(学校運営協議会設置校より)

- ◎地域との連携・協働が進み、教育活動が充実します。
- ◎地域が学校の応援団となってくれます。
- ◎地域の方々の思いが実現しやすくなり、地域の人と人のつながりが深まります。

<教育内容>

- 教育活動が充実した。
- 地域の方から学んだり、地域に出て活動したりすることが増えた。
- コミュニケーション力が向上した。

<学校運営>

- 地域の方々の学校への理解が深まった。
- 地域の方々の多彩なアドバイスを、学校運営に反映できるようになった。
- 何か課題が生じた際、地域の意見を反映させて対応できるようになった。

<学校を核としたまちづくり>

- 地域の方々や企業等、人と人とのつながりが深まった。
- 学校を核とした地域における活動が活発となり、地域が活性化した。
- 災害等、いざ！という時、頼りになる信頼関係が構築された。

「学校運営協議会」の詳細な内容につきましては、横浜市のホームページに「学校運営協議会 事務の手引き」及び「学校運営協議会Q&A」の資料をアップしています。[横浜市 学校・地域連携推進](#)で検索してください。

5 地域学校協働本部について

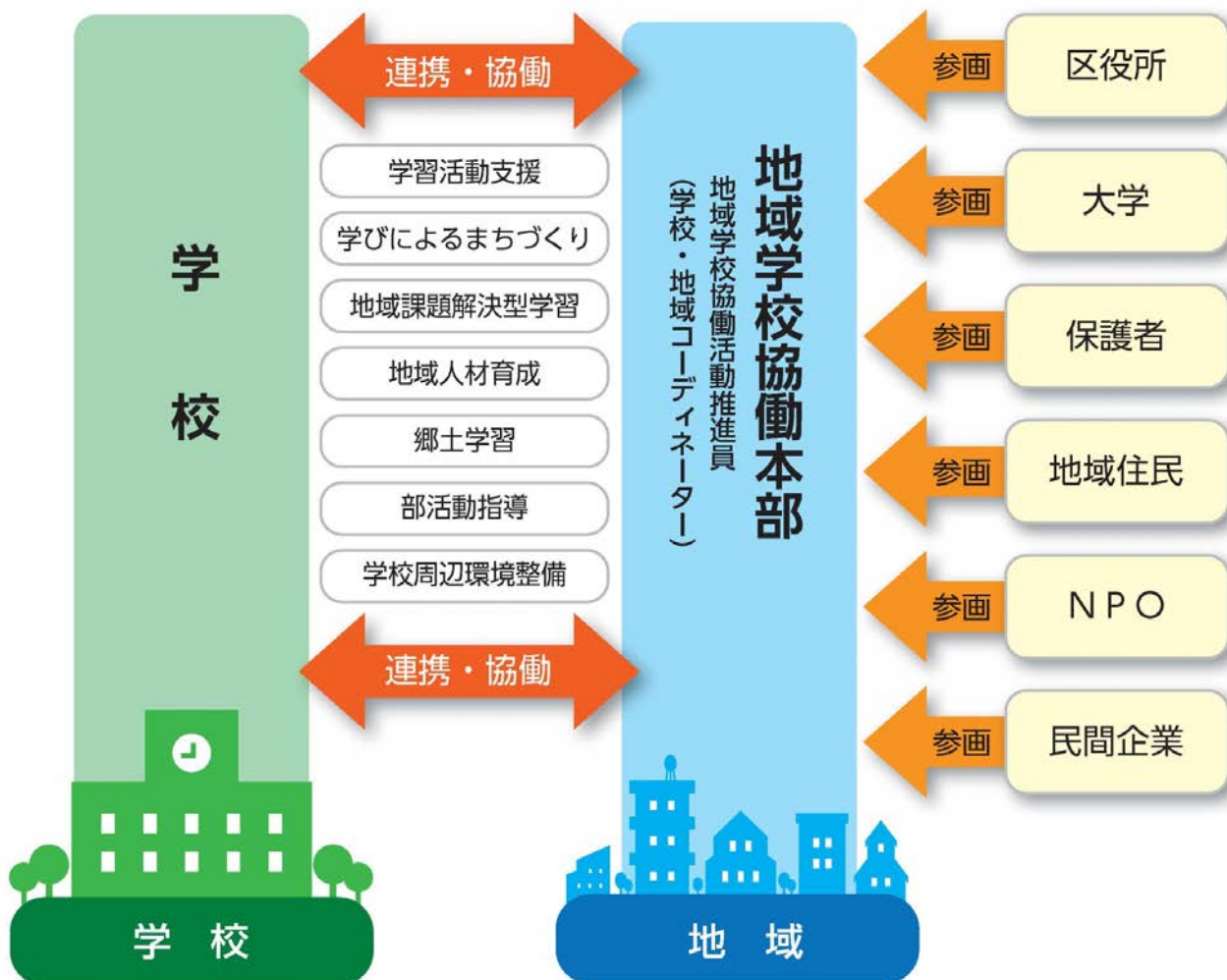
(1) 「地域学校協働本部」とは

◎従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。

「地域学校協働本部」は、学校のニーズに応じてボランティアを集めたり、地域からの要望を調整して学校に伝えたりします。また、地域住民や団体が参画してネットワークを形成することにより、地域を活性化させます。横浜市では、学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）が配置された組織は「地域学校協働本部」として活動し、学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）が中心となって、地域で運営します。

<地域学校協働活動本部の構成員> (例)

学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）、PTA 役員、元 PTA 役員、自治会関係者、民生委員、青少年指導員、放課後児童クラブ担当者、地域企業代表者、NPO 代表 等



(2)「地域学校協働本部」の3つの要素

- ① コーディネート機能
 - ・より幅広い地域住民や団体等の参画を得て、学校との連絡調整を行い、緩やかなネットワークを形成します。
- ② 多様な活動
 - ・従来の地域住民等に加え、NPO、民間企業などにも学校の教育活動に参画していただき、地域と学校が目標を共有して双方向の活動を進めていきます。
- ③ 継続的な活動
 - ・学校の教職員や地域学校協働本部の構成員がかわっても、継続的に地域住民が参画し、安定して活動を進めていきます。

各学校の「地域学校協働本部」では、この3つの要素を意識し地域の実態に応じて、活動を推進していきます。

(3)「地域学校協働本部」を設置すると・・・

- ・地域の方との交流を通して、児童生徒の学びがより豊かになり、地域への理解や関心が深まります。
- ・地域の様々な年代の方々と交流することにより、児童生徒のコミュニケーション力が向上します。
- ・地域の方との交流や地域に出ていく体験を通して、児童生徒の地域への理解や愛着が深まり、地域の担い手としての意識が高まります。
- ・教員がボランティアの手配や日程調整に費やしていた時間を、教材研究や児童生徒と向き合う時間として確保することができます。
- ・様々な年代や職業の方々と協働していくことで、教員の指導力やコミュニケーション力が向上し、人材育成につながります。
- ・管理職や担当の先生が異動しても、活動が継続します。
- ・子どもや地域のために何かをしたいという「思い」が伝わりやすくなり、身に付けている知識や経験を生かして地域に貢献することができます。
- ・幅広い層の地域住民や団体等が参画してネットワークを形成することにより、地域がより活性化していきます。

Q 新しく「地域学校協働本部」という組織を立ち上げるのか？

新たに組織を立ち上げるのではありません。現在、学校・地域コーディネーターが配置されている学校には、学校・地域コーディネーターが中心となった組織が存在していますので、それがそのまま「地域学校協働本部」となります。

学校・地域コーディネーターが未配置の学校は、まずは学校・地域コーディネーターの配置の準備を進めてください。

(4)「地域学校協働本部」の名称について

「〇〇地域学校協働本部」への名称の変更は、強制ではありません。
「◇◇サポーターズ」「□□応援隊」等、現在の名称が浸透している場合は、その名称を引き続きご使用ください。

6 地域学校協働活動推進員について

(1)「地域学校協働活動推進員」とは

「社会教育法（H29.3 改正）」及び「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」には、「地域学校協働活動推進員」について、次のように書かれています。

【社会教育法(H29.3 改正)】

- **教育委員会**は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、**地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。**

【地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン】

- 地域と学校をつなぐコーディネーターは、今後、**地域学校協働活動推進員**として委嘱していただくことが望まれる。

また、その役割については、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」には、次のように書かれています。

<地域学校協働活動推進員の役割>

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

(2) 横浜市における「地域学校協働活動推進員」

横浜市では、すでに学校・地域コーディネーターが「地域学校協働活動推進員」の役割を果たしています。

そこで

横浜市では、これまでの「学校・地域コーディネーター」の方を、「地域学校協働活動推進員」として、委嘱します。

具体的には・・・

学校・地域コーディネーターが配置されている学校



- ・年度末に、学校・地域コーディネーター養成講座修了者または修了予定者から学校長が次年度の「地域学校協働活動推進員」を推薦します。
- ・推薦のあった方の委嘱状を教育委員会が作成し、学校長に送付します。
- ・学校長は、委嘱状を本人に渡してください。

学校・地域コーディネーターが未配置の学校



- ・年度初めに、学校長が学校・地域コーディネーターになっていただきたい方（候補者）に、養成講座の受講を依頼してください。
 - ・候補者は、年5回の「学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）養成講座」を受講します。
 - ・10月に、学校長に教育委員会より「地域学校協働活動推進員」の委嘱状を送付します。
 - ・学校長は、委嘱状を本人に渡してください。
- ※候補者の依頼は、複数可です。

推薦の際の留意点は・・・

- ・「地域学校協働活動推進員」の推薦は複数可ですが、次年度に活動予定のある方を推薦してください。学校・地域コーディネーターであっても、現在活動されていない方や、次年度に活動予定のない方は推薦しないでください。
- ・任期は1年で、毎年更新とします。

これからの名称は・・・

- ・「学校・地域コーディネーター」の名称は、かなり浸透していますので、地域学校協働活動推進員を委嘱しても、引き続きそのままお使いいただけます。

Q 「地域学校協働活動推進員」になると、今までと何かかわるのか？

役割や責任は、大きく変わりません。今まで同様、地域と学校の架け橋として、地域学校協働活動を進めていただきたいと思います。

※学校運営協議会が設置されている学校は、学校運営協議会委員をお願いする場合があります。

Q 大きくかわらないのに、どうして「地域学校協働活動推進員」を委嘱するのか？

「地域学校協働活動推進員」を教育委員会から委嘱する理由は、大きく 2 点あります。

- (1) 単なるボランティアではなく、教育委員会からの委嘱という法律に位置づけられた立場になるので、今後、活動がしやすくなる。
- (2) 学校も、教育委員会も、その年に活動するコーディネーターの方を、確実に把握することができる

また、学校・地域コーディネーターが中心となって活動している組織が「地域学校協働本部」であるということ意識していただくためにも、「地域学校協働活動推進員」として委嘱したいと思います。

Q 学校・地域コーディネーターや「地域学校協働活動推進員」は、一つの学校だけでなく、いくつかの学校を兼任することができるのか？

複数の学校で兼任することができます。兼任する場合は、兼任届の提出が必要なので、その際は、学校支援・地域連携課までご連絡ください。

令和2年度より、兼任の場合は、それぞれの学校から一校につき上限6、000円で、謝金を受領することができるようになりました。

※「地域学校協働活動事業」への申請が必要です。

7 地域と学校の連携・協働に関する Q&A

＜地域と学校の連携・協働＞

Q1 地域と学校の連携・協働を進めることが、どうして「社会に開かれた教育課程」の実現につながるのか？

A1 「社会に開かれた教育課程」の実現には、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることが重要となります。そのために、学校は地域との連携・協働を進め、学校教育目標や教育ビジョンを地域と共有して、学校教育の基本である教育課程を地域と共に作り上げ、地域と共に子どもたちを育てていくことが重要です。

Q2 地域と学校の連携・協働を進めていくと、どのような効果が期待できるのか？

A2 次のような効果が期待できます。

- ・地域の教育力を生かすことで、子どもの学びが豊かになる。
- ・教員が時間をかけて準備等が必要なひと・もの・ことについて、地域の資源を活用することによって時間の削減につながり、その時間を子どもと向き合う時間や教材研究の時間として確保することができる。
- ・子どもや地域のために何かをしたいという地域の方の「思い」が伝わりやすくなり、地域に貢献しているという、自分自身の満足感や生きがいにつながる。

＜地域学校協働活動＞

Q3 地域学校協働活動とは何か？

A3 地域の方々、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

Q4 今までの学校支援活動はなくなるのか？

A4 活動内容そのものがなくなるわけではありません。「地域の子どもたちを、地域と学校で育てていく。」という視点で、地域と学校が一緒になって活動を進めていただきたいと思います。

＜学校運営協議会＞

Q5 「学校運営協議会」とは何か？

A5 地域・保護者・有識者などの皆様と学校が目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。地域とともにある学校づくりを進めるとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関となります。学校運営協議会委員は15名以内（ブロックで設置の場合は20名以内）で、地域住民、保護者、学校・地域コーディネーター、主任児童委員、学援隊関係者、設置学校の校長、学識経験者等の方々が委員となります。

また、「学校運営協議会」を設置している学校を、『コミュニティ・スクール』といいます。

Q6 どうして「学校運営協議会」の設置を進めているのか？

A6 現代社会においては、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化多様化しています。そのため、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校だけではなく、社会総がかりでの教育の実現が不可欠です。「学校運営協議会」は、地域の子どもたちを、地域と学校が一体となって育てることを組織的、継続的に行うための仕組みなので、設置を進めています。

<地域学校協働本部>

Q7 新しく「地域学校協働本部」を立ち上げることになるのか？

A7 学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置されている学校が「地域学校協働本部」として活動していくこととなりますので、新たに組織を立ち上げるわけではありません。既存の体制を生かして、「地域学校協働本部」を整備してください。

その際、①コーディネート機能②多様な活動③継続的な活動の3要素を意識して活動を進めていきます。

Q8 「地域学校協働本部」になったら、何かやらなければいけないことはあるのか？

A8 3要素を意識した活動を進めていただきたいですが、「これはやってください。」という具体的な内容はありません。地域や学校の実態に応じ、活動を進めていただければと思います。

Q9 今までの「〇〇学校運営委員会」等の名称を変更しなければいけないのか？

A9 「〇〇地域学校協働本部」への名称の変更は、強制ではありません。それぞれの地域で独自の名称が定着している場合は、その名称を引き続き使用し、実質的に「地域学校協働本部」として活動してください。

<地域学校協働活動推進員>

Q10 「地域学校協働活動推進員」とは何か？

A10 地域と学校をつなぎ、地域学校協働活動の推進を進めていただく方です。その役割は「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」（文部科学省）には、次のように書かれています。

- ・ 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・ 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・ 地域ボランティアの募集・確保
- ・ 地域学校協働本部の事務処理
- ・ 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

Q11 どうして教育委員会は「地域学校協働活動推進員」を委嘱するのか？

A11 平成29年4月施行の改正社会教育法に基づいて、地域住民等と学校との連絡調整等を行う方を「地域学校協働活動推進員」を教育委員会が委嘱することにより、法律に位置づけられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになります。

Q12 横浜市は、どうして「学校・地域コーディネーター」を「地域学校協働活動推進員」として委嘱するのか？

A12 横浜市では、学校・地域コーディネーターが「地域学校協働活動推進員」の役割をすでに果たしていますので、「学校・地域コーディネーター」を「地域学校協働活動推進員」として委嘱します。

Q13 現在の「学校・地域コーディネーター」の中で、どのような方を「地域学校協働活動推進員」として推薦するのか？

A13 その年度に地域学校協働活動事業において、活動予定のある方を「地域学校協働活動推進員」として推薦してください。複数名の推薦も可です。

Q14 「地域学校協働活動推進員」になるために、何か資格は必要なのか？

A14 学校・地域コーディネーター養成講座修了者または修了予定者の方から、校長先生に推薦していただきます。

学校・地域コーディネーターになるための資格は特にありません。学校・地域コーディネーターになっていただきたい方を校長先生が推薦し、その方が年間5回の養成講座を受講した後、教育委員会から修了証を送付いたします。

Q15 「地域学校協働活動推進員」の人数は、決まっているのか？

A15 決まっていません。ただ、地域学校協働本部の運営を進めていくためには、推進員同士で相談できるように、複数いた方がよいかと思います。

Q16 これからは、「学校・地域コーディネーター」ではなく、「地域学校協働活動推進員」の名称で活動していくのか？

A16 横浜市では「学校・地域コーディネーター」の名称が浸透しているので、今まで通り、「学校・地域コーディネーター」の名称で活動していただいても構いません。

Q17 「地域学校協働活動推進員」は、今までの「学校・地域コーディネーター」との違いはあるのか？

A17 役割や責任等、大きな違いはありません。ただ、今までと違い、法律に位置付けられた存在となりますので、今後、活動がしやすくなると考えています。また、「地域学校協働活動推進員」に委嘱することにより、今後は「地域学校協働本部」として運営していくことを、意識していただければと思います。

Q18 学校・地域コーディネーターや「地域学校協働活動推進員」は、一つの学校だけでなく、いくつかの学校を兼任することができるのか？

A18 複数の学校で兼任することができます。兼任する場合は、兼任届の提出が必要なので、その際は、学校支援・地域連携課までご連絡ください。
また、令和2年度より、兼任の場合は、それぞれの学校から一校につき上限6、000円で、謝金を渡すことができるようになりました。

<検索> **横浜市 学校・地域連携推進**

- 学校運営協議会規則
- 「地域学校協働活動推進冊子」
- 連携協働通信「架け橋」
- 各研修会資料
- 学校運営協議会設置校一覧
- 申請書様式 等

「地域学校協働活動」の推進に向けて

〔編集・発行〕令和4年5月

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部 学校支援・地域連携課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

TEL 045-671-3278 / FAX 045-681-1414

E-Mail : ky-coordinator@city.yokohama.jp